

別表第1

建築物に関する確認申請手数料（円） (消費税非課税)

床面積の合計	基本手数料		構造計算審査 注2	加算手数料				天空率 注4	避難安全検証法審査 注4												
	特例有り 注1	特例無し 注1		省エネの審査を要する 注3																	
				一戸建ての住宅 仕様基準	共同住宅 性能基準	仕様基準 性能基準	非住宅														
30 m ² 未満	16,000	21,000	27,000	19,000	13,000	47,000	32,000	14,000	5,000												
30～100 m ² 未満	21,000	27,000																			
100～200 m ² 未満	29,000	35,000																			
200～500 m ² 未満	36,000	42,000																			
500～1,000 m ² 未満	69,000			46,000	63,000	43,000			20,000												
1,000～2,000 m ² 未満	91,000			66,000																	
2,000～10,000 m ² 未満	200,000																				
10,000～50,000 m ² 未満	330,000																				
50,000 m ² を超えるもの	650,000																				

注1 特例とは、建築基準法第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例をいいます。

注2 構造上の棟毎の床面積により算定した額を合計し、基本手数料に加算します。(構造計算書の審査が必要な既存の部分も含む)

注3 省エネ審査(仕様基準)は、棟毎で加算されます。

注4 天空率・避難安全検証法審査は棟毎で加算されます。

* 性能基準：省エネ適合性判定通知書、住宅性能評価書(断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上のものに限る)、長期優良住宅認定書、長期仕様構造等確認書を添付した場合。

* 移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更の場合の基本手数料は、当該計画に係る部分の床面積の1/2とします。

建築設備及び工作物の確認及び完了検査の手数料（円） (消費税非課税)

種別	手数料の額				
	確認審査	構造計算を要する場合	確認を受けたものの計画変更	完了検査(弊社確認審査)	完了検査(左記以外)
昇降機	20,000	2,000円	11,000	26,000	36,000
小荷物専用昇降機	10,000		7,000	17,000	27,000
工作物	19,000		11,000	19,000	29,000

* 建築設備は、法第87条の4の規定により政令で指定する建築設備をいいます。

* 工作物は、令第138条第1項に掲げる工作物をいいます。建築設備及び工作物それぞれ一基についての手数料です。

別表第2

計画変更確認申請における手数料の額の算出

算定対象		算定基礎	手数料金額対応面積
[1]	計画増加部分	当該増加部分の床面積	左の床面積
[2]	既計画部分のうち変更する部分	下記を変更に係る部分の床面積とする	
①	接面道路の幅員の変更	対象建築物の建築面積（全体）	
①	接道長さの変更	対象建築物の建築面積（全体）	
①	敷地面積の変更	対象建築物の建築面積（全体）	
①	敷地境界線又は配置の変更	対象建築物の建築面積（全体）	
②	建築面積の変更	変更される建築面積	
③	高さの変更	高さが変更される部分の床面積	
③	階数の変更	変更される階の床面積	
④	床の変更	変更される部分の床面積	
⑤	階段の床面積	変更される部分の水平投影面積	
⑥	柱、はり又はけたの変更	荷重を負担する部分の床面積 (負担面積変更の場合は、変更前後のうち大きい方)	
⑦	壁の変更	当該壁のある室の床面積に変更壁長率を乗じた面積	
⑧	屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更	変更される部分の水平投影面積	
⑨	開口部の変更	変更される開口部の床面積	
⑩	土台、布基礎又は類する基礎の変更	⑦（壁）に準ずる	
⑩	基礎及び基礎ぐいの変更	⑥（柱）に準ずる	
⑪	小屋組みの変更	変更される小屋組みに囲まれる部分の水平投影面積	
⑫	斜材の変更	変更される部分の水平投影面積 壁に含まれる場合は⑦に準ずる	
⑬	防煙壁（建築設備）の変更	当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に変更壁長率を乗じた面積	
⑬	上記以外の建築設備の変更	変更される建築設備の水平投影面積	
⑭	①～⑬のうち二つ以上の変更	各対象算定面積の合計（変更前の計画床面積が上限）	
⑮	①～⑬以外の変更（①～⑬を含まない場合）	30m ² 以下であるものとする	
[3]	[1]と[2]の両方		[1]と[2]の合計

別表第3

建築物に関する中間検査申請手数料 (円) (消費税非課税)

床面積の合計	手 数 料 の 額		
	弊社で建築確認を行ったもの		左記以外のもの (他の機関等)
	特例有り 注5	特例無し 注5	
30 m ² 未満	20,000	24,000	30,000
30~100 m ² 未満	24,000	30,000	36,000
100~200 m ² 未満	29,000	35,000	41,000
200~500 m ² 未満	38,000	44,000	55,000
500~1,000 m ² 未満		63,000	90,000
1,000~2,000 m ² 未満		78,000	114,000
2,000~10,000 m ² 未満		150,000	190,000
10,000~50,000 m ² 未満		240,000	280,000
50,000 m ² を超えるもの		450,000	500,000

注5 特例とは、建築基準法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例をいいます。

* 中間検査申請手数料については、中間検査対象階までの床面積の合計で算定します。2回目の検査の床面積は、1回目の床面積を除いた面積とします。

別表第4

建築物に関する完了検査申請手数料（円）（消費税非課税）

床面積の合計	手数料の額					
	弊社で建築確認又は中間検査を行ったもの				(他の機関等) 左記以外のもの	
	中間検査あり		中間検査なし			
	特例あり 注6	特例なし 注6	特例あり 注6	特例なし 注6		
30 m ² 未満	21,000	25,000	21,000	26,000	32,000	
30～100 m ² 未満	25,000	31,000	26,000	33,000	39,000	
100～200 m ² 未満	31,000	37,000	33,000	39,000	46,000	
200～500 m ² 未満	40,000	46,000	42,000	48,000	61,000	
500～1,000 m ² 未満	66,000		70,000		100,000	
1,000～2,000 m ² 未満	82,000		88,000		128,000	
2,000～10,000 m ² 未満	160,000		200,000		250,000	
10,000～50,000 m ² 未満	250,000		260,000		300,000	
50,000 m ² を超えるもの	520,000		530,000		550,000	

注6 特例とは、建築基準法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例をいいます。

* 移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更の場合は、当該計画に係る部分の床面積の1/2とします。

省エネ関係加算手数料（他機関申請）（円）

建築物（申請床面積の合計）	一戸建ての住宅（性能基準）	共同住宅（性能基準）	一戸建ての住宅（軽微変更）	共同住宅（軽微変更）	非住宅	非住宅（軽微変更）
30 m ² 未満						
30～100 m ² 未満						
100～200 m ² 未満						
200～500 m ² 未満						
500～1,000 m ² 未満						
1,000～2,000 m ² 未満						
	19,000	54,000	省エネ適合性判定手数料 ×1/2 *ルートA、B	省エネ適合性判定手数料 ×1/2 *ルートA、B	29,000	省エネ適合判正定手数料 ×1/2 *ルートA、B
		71,000				
		107,000				